

2019年度

総 会 議 案

日 時 2019年6月28日（金） 午後1時30分

会 場 ホテルノースシティ

2階 藻 岩



一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会

JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

日本労働安全衛生コンサルタント会は、
労働者の安全衛生水準の向上に寄与することを目的としています。

北海道支部

総 会 次 第

司会 森 副支部長

1. 開会挨拶 北海道支部長 清田 典宏
2. 来賓挨拶 北海道労働局 労働基準部長 久富 康生 様
北海道産業保健総合支援センター 所長 森 満 様
3. 議事
 - 第1号議案 2018年度事業報告及び収支決算報告について
 - 第2号議案 2019年度事業計画(案)及び同収支予算(案)について
 - 第3号議案 第24回 東北・北海道ブロック労働安全衛生コンサルタント会議
実施報告
 - 第4号議案 その他
 - (ア) 本会の通常総会について (報告)
 - (イ) 2020年度 役員選挙について
 - (ウ) 事務局の移転について
4. 閉会の辞

第1号議案

2018年度 事業報告

1 事業概要

(支部会員状況 2018年3月31日現在) ()内は2018.3.31時点

支部会員 安全49名(53) 衛生31名(31) 計80名(84)

特別会員 安全 1名 衛生 2名 計 3名(3)

合計 安全50名(54) 衛生33名(33) 計83名(87) (前年比4名増8名減)

※安全のうち2名共有

2 会議等

(1) 総会

6月29日(金) ホテルノースシティ

有効出席会員総数 68名(出席28名、委任状提出40名)

(2) 役員会

5月30日(水) 白石区民センター

12月14日(金) かでる2.7

3月20日(水) 白石区民センター

(3) 東北ブロック会議実行委員会

4月12日(木) 白石区民センター

6月29日(金) ホテルノースシティ

(4) 本会関係通常総会

6月27日(水) 学士会館(千代田区)

※2019年度 本会役員 三浦副会長、木下理事

(5) 支部長会議

7月13日(金) 学士会館(千代田区)

(三原事務局長出席)

(6) 北海道労働局安全衛生関係団体等連絡会議

4月25日(水) 札幌第一合同庁舎

(深谷副支部長出席)

(7) 北海道産業安全衛生大会 主催団体等打合せ会議

7月17日(火) 札幌全日空ホテル

(深谷副支部長出席)

(8) その他

本部作成の本部リーフレットによるPR活動

5月30日(月) 関係団体 30団体、600部配布

3 平成30年度(第24回)東北・北海道ブロック会議(北海道)

日時:10月13日(土) 11:00~16:30

会場:ホテルノースシティ (札幌市)

参加者:63名(北海道24名)

(2019年10月26日(土) 福島市「福島県杉妻会館」にて開催予定)

4 研修会の開催及び参加

労働安全衛生コンサルタント研修会

(1) 第1回 研修会 6月29日(金) ホテルノースシティ

テーマ 「平成30年度 労働基準行政の重点について」

講師 北海道労働局 労働基準部

安全課長

板倉 満 様

健康課長

本持仁史 様

(参加者34名)

(2) 第2回 研修会 12月14日(金)

①テーマ 「荷役作業現場安全診断の報告」

講師 労働安全コンサルタント

秋場健治 氏

②テーマ 「マンション大規模修繕工事の安全診断実施報告」

講師 労働安全コンサルタント

藤山 昇 氏

③テーマ 「東北・北海道ブロック会議の開催について」

講師 労働衛生コンサルタント

三原 智 氏

(参加者31名)

(3) 第3回 研修会 3月9日(金)

①テーマ 「健康増進法の一部改正による受動喫煙対策の概要」

講師 労働衛生コンサルタント

三原 智 氏

②テーマ 「フルハーネス型安全帯に係る安衛生法施行令の一部改正について」

講師 労働安全コンサルタント

犬飼修三 氏

(参加者31名)

5 関連事業

(1) 北海道労働局安全衛生表彰式

(深谷副支部長出席)

7月4日(火) 京王プラザホテル札幌

(2) 本部へコンサルタント制度推進月間の実施状況報告(8月1日)

※ 推進月間は6月1日～6月30日(6月15日は、最初に労働大事に登録された日)

(3) 北海道産業安全衛生大会

9月6日(水) 共済ホール

※当日、北海道胆振東部地震発生のため中止

(4) 関係団体等年始挨拶

1月10日(金) (深谷, 三浦, 森, 藤山, 中山)

北海道労働局、札幌中央労働基準監督署、北海道労働基準協会連合会、

札幌労働基準協会、北海道産業保健総合支援センター、

中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会北海道支部

平成 30 年度 北海道支部 事業報告

平成 31 年 4 月 30 日

支部の基本方針	1. 東北・北海道ブロック会議の開催を成功させる。 2. 行政および関係安全衛生団体と協力する。 3. 本部・支部会計の統合に伴う関連規約等を速やかに移行させる。 (トラブル・苦情の防止、倫理規範の遵守を含む)
本年度の計画	1. 東北・北海道ブロック会議を 10 月 13 日にホテルノースシティにて開催するため、実行委員会を設立して準備と実施を行う。 2. 委託事業、研修会、ブロック会議等において、行政および関係安全衛生団体と協力する。 3. 本部・支部会計の統合に当たり、関連規約類の速やかな移行のため、規約等を見直し、本部と十分に協議を行う。
本年度の実績	東北・北海道ブロック会議の開催報告、平成 30 年度支部事業報告および各部会報告の通り。
次年度の活動方針	1. 行政および関係安全衛生団体との協力 (第 13 次防災計画、熱中症対策、転倒災害防止対策および墜落制止用器具の周知普及等に関する活動) 2. 本部・支部会計の統合における速やかな移行 3. 支部の各部会活動の充実 (各部会の活動計画の通り)

平成 30 年度 事 業 部 会 報 告

基本方針	業務の受託と事業部会会員に対する斡旋を円滑に推進するために、次の事項を基本方針とする。 ①顧客に対して誠実に対応し、ご要望に的確に応える。 ②受託した業務は、業務を適切に遂行できる会員に対して公平に斡旋する。
本年度の計画	1. 顧客の満足度の向上 ①顧客の要望の的確な把握と実施結果に対する満足度の調査 ②報告書の査読会の実施 2. 会員の業務実施能力の向上 ①同行研修の継続 ②報告書の書き方等の勉強会 3. 事業部会規程等の改定 会則が守られない場合等の対処策の明文化
本年度の実績	1. 本部受託事業 ①荷役作業災害防止講習会(RBP 使用の講習会) H30.9.19 実施 ②荷役作業安全診断業務 10 社実施 ③受動喫煙防止対策説明会業務 10 回実施 ④農業安全対策啓蒙活動 1 回 2. 支部受託業務 ①日本郵便 安全診断 4 件(6 人) 管理者研修 2 回 ②北海道電力 安全診断 1 件(2 人) ③住友不動産建物サービス(2 棟計) 安全 PT 25 回(27 人) ④個別事業場斡旋 安全講話 6 件、足場教育 4 件 ⑤個別事業場年間個人契約 5 社～北ガスグループ(安全 PT)、キイホ(特安指導)、エフ・ウォーター(安全診断)、ビルメンテナンス協会(KY 教育)、明電舎(安全 PT)
次年度活動計画	1. 営業活動による業務の受託 ①ホームページの活用、個別訪問等による新規顧客の開拓 ②顧客の要望等に対する業務企画の提案 2. 受託事業の円滑な推進 ①業務内容の確認と業務適任者への斡旋 ②業務遂行状況の確認 3. 会員の業務能力の向上 ①同行研修の実施 ②報告書の書き方等の勉強会の実施

平成 30 年度 研 修 部 会 報 告

基本方針	<活動の三本柱> 1. 定期研修会の開催 2. 「OJT 研修（体験研修）」の導入・実施 3. 「OPL（ワンポイントレッスン）」の運用
本年度の実施結果	<実施結果> 1. 定期研修会の開催 ①第 1 回：H30.6.29（金）「H30 年度労働基準行政の重点について」 講師：安全課長 板倉 満 様 健康課長 本持 仁史 様 ②第 2 回：H30.12.14（金）「労働安全関連テーマについて」 講師：秋場健治氏「荷役作業現場安全診断の報告」 藤山 昇氏「マンション大規模修繕工事の安全診断実施報告」 三原 智氏「東北・北海道ブロック会議報告」 ③第 3 回：H31.3.20（水）「労働衛生関連テーマについて」 講師：三原 智氏 健康増進法の一部改正「受動喫煙対策」の概要 犬飼修三氏 安衛法の一部改正「墜落制止用器具」の概要 2. 「OJT 研修（体験研修）」の導入・実施 H30.8 月、事業部会員を対象に体験研修希望者をメールで確認。6 名の希望者があり、そのうち 2 名が体験研修（荷役作業安全診断、民間安全診断）を実施。 3. 「OPL（ワンポイントレッスン）」の運用 貴重な安全衛生情報をコンサルタントが随時発信。今後、多くの会員が発信できるよう PR する。
次年度の計画	<活動の三本柱を継続する> 1. 定期研修会の開催（予定） ①第 1 回(6/末)：「平成 3 1 年度労働基準行政の重点について」 北海道労働局の安全課長及び健康課長の講話を予定 ②第 2 回(12/ 初)：安全関連テーマ ③第 3 回(2~3 月)：衛生関連テーマ 2. 「OJT 研修（体験研修）」の導入・実施 昨年度に引続き、体験研修の希望者をアンケート調査し実施する。 3. 「OPL（ワンポイントレッスン）」の運用 多くの会員が積極的に情報を発信できるように PR を進める。まず部会長が発信する。

平成 30 年度 広 報 部 会 報 告

基本方針	会員及び顧客への情報拡大
本年度の計画	- ホームページ内容の充実 - 安全衛生情報のタイムリーな掲載 - 受託又は依頼業務等、会員の能力向上に資する資料又は報告書等の掲載 - コンサルティング業務、報酬及び個々のコンサルタント経歴の見直し - 会員・顧客へのPR活動の拡大 - リーフレットを春季、秋季に 1,500 部配布
本年度の実施結果	- ホームページ（HP）内容の充実 - 会員の能力向上に資するべく、東北・北海道ブロック会議（10月札幌開催）にて示された転倒災害防止に係る資料について、発表者の了解の下、可能な限り電子データをHPに掲載した。 - コンサルタント経歴等、公開情報の一部について誤植等を修正した。 - 会員・顧客へのPR活動の拡大 - 顧客等への広報拡大として、リーフレットを6月、9月に官庁等関係機関および民間団体に 1,500 部配布した。
次年度の計画	- ホームページ内容の充実 - 前年度に引き続き、内容の見やすさ等について順次見直し - コンサルタント経歴等、情報公開項目について一定の整合性をもたせる方向であらためて検討 - 会員・顧客へのPR活動 - リーフレットを春季、秋季に 1,500 部配布
補足事項	- ホームページの会員欄について、昨年のブロック会議のシンポジウムで使われたパワーポイント資料の一部をPDF形式で掲載したが、これからも有用な情報をアップする方向で取り組みたい。なお、従前より佐藤尚武氏からメール配信されているOPLや個々の会員が作成している統計資料等のパワーポイントほか、会員や一般の方にも有用な情報があるものと認識している。そのため、作成者の許諾の範囲内で、情報を共有するしくみについても検討したい。 (掲載に当たっては、事前に複数の眼で内容を確認することも必要で、これから相談したい) - 会員の紹介ページについては、誤字脱字等を順次見直しているが、掲載項目など統一性がないため、外から見た場合に違和感があることなど、会員本人の意向確認等も含めて今後の課題として認識している。 - 北海道支部の代表メールについては、ドメインが無料の yahoo.co.jp であることなど、対外的な信用という観点で検討を要するものと認識している。また、その着信メールを常時モニターして対応するしくみについても検討が必要と考えている。

平成 30 年度 企 画 部 会 報 告

基本方針	1. 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会北海道支部の、組織、各種規程類、運営および活動が、適正かつ円滑に行われるよう、調整その他の必要性を検討・企画し、支部役員会に報告する。 2. 支部役員会等が、これらに関する調査・検討、調整、調製等を必要とした場合、的確に実施する。
本年度の計画	1. 基本方針に則り、支部の組織、運営および活動が、適正かつ円滑に行われるよう、調整その他の必要性を日常的に検討・企画し、支部役員会に報告する。 2. 支部の事務局体制を支援する。 3. 本部・支部会計の統合に伴う、本部方針の一部変更により、これに基づく事業部会のあり方および会計（特別事業運営費の徴収・支出・その他）の運用に関する支部規約および事業部会設置規程等の見直し・改正の必要性につき、検討し、役員会へ報告する。（3は年度途中の追加事項）
本年度の実績	現在までに具体的実績なし。
次年度の計画	1. 基本方針に則り、支部の組織、運営および活動が、適正かつ円滑に行われるよう、調整その他の必要性を日常的に検討・企画し、支部役員会に報告する。 2. 支部事務局の移転、体制の変更等の準備に協力する。 3. 本部・支部会計の統合における、事業部会の会計のあり方（就中、特別事業運営費の支部会計におけるあり方）につき、支部規約、事業部会設置規程および事業部会費規程の見直し・改正を支部役員会で検討するため、素案の作成を行い、役員会の審議・決定に基づき、総会向けの改訂案を作成する。

2018年度 収支決算書

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会北海道支部

2018年4月1日 ~ 2019年3月31日

I 収入の部

(単位: 円)

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
1 支部事業運営費収入	949,000	608,000	△ 341,000	
正会員 86名	(420,000)	(435,000)	15,000	過払2名、未納 1名
特別会員 3名	(18,000)	(18,000)	0	
未納金	(11,000)	(11,000)	0	前期分2名
懇親会 (総会)	(200,000)	(144,000)	△ 56,000	
懇親会 (研修会等)	(300,000)		△ 300,000	別会計とした
2 補助金等収入	446,150	450,825	4,675	
支部交付金	(276,150)	(280,825)	4,675	本会からの助成金
支部運動費	(50,000)	(50,000)	0	"
生涯研修制度講師助成金	(20,000)	(20,000)	0	生涯学習制度 (本会補助)
北海道医師会より助成金	(100,000)	(100,000)	0	産業医研修会等の協力費
3 雑収入	0	20,005	20,005	
受取利息	0	(5)	5	
その他	0	(20000)	20,000	久本氏香典立替分回収
4 東北・北海道ブロック	600,000	705,000	105,000	
会議参加費	(550,000)	(550,000)	0	北海道支部開催分
ブロック会議助成金	(50,000)	(50,000)		
懇親会 (二次会)	0	(105,000)		
当期収入合計 (A)	1,995,150	1,783,830	△ 211,320	
前期繰越収支差額	1,222,782	1,222,782		
収入合計 (B)	3,217,932	3,006,612	△ 211,320	

II 支出の部

項 目	予算額	決算額	増減	備 考
1 事業費	640,000	227,553	△ 412,447	
広報費	(100,000)	(30,000)	△ 70,000	HP管理料 (@2500/月) 別に
生涯研修制度講師料	(20,000)	(30,000)	10,000	事業部会から3万円
総会費 (懇親会費)	(270,000)	(167,553)	△ 102,447	
懇親会 (研修会等)	(220,000)	0	△ 220,000	別会計とした
研修費	(30,000)	0	△ 30,000	
2 東北・北海道ブロック	1,440,000	1,126,415	△ 313,585	
開催費 (積立金)	0	0	0	
開催費	(1,400,000)	(1,021,415)	△ 378,585	詳細は別紙にて
二次会費		(105,000)	105,000	
支部長会議	(40,000)	0	△ 40,000	
参加補助金	0	0	0	
3 管理費	715,000	478,601	△ 236,399	
事務費	(300,000)	(318,716)	18,716	
人件費・事務委託費	(160,000)	(69,000)	△ 91,000	事務局6万、北労管10万は廃止
通信運搬費・消耗品費	(40,000)	(7,240)	△ 32,760	
雑費	(100,000)	(242,476)	142,476	事務局用デスクトップPC等 供花、香典立替等
会議費	(415,000)	(159,885)	△ 255,115	
総会費 (会場費等)	(80,000)	(86,551)	6,551	会場費、懇親会費、資料代費等
役員会費	(300,000)	(40,334)	△ 259,666	会場費、交通費
防災団体連絡会議費	(35,000)	(33,000)	△ 2,000	産業安衛大会の協力費、祝儀等
4 予備費	100,000	0	△ 100,000	
当期支出合計 (C)	2,895,000	1,832,569	△ 1,062,431	
当期収支差額 (A) - (C)	△ 899,850	△ 48,739	851,111	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	322,932	1,174,043	851,111	別紙「預金残高証明書」参照

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会北海道支部

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産		流動負債	
現 金	0	未 払 金	
郵便振替口座	0	前 受 金	
普通預金	1,174,043	預 り 金	
未収金		会費収入	
流動資産合計	1,174,043	流動負債合計	0
固定資産		固定負債	
記念事業引当預金	0	記念事業引当金	
(郵便振替口座)			
その他固定資産			
固定資産合計	0	正味財産	1,174,043
資 産 合 計	1,174,043	負債及び正味財産合計	1,174,043

次期繰越収支差額

科 目	当期末残高
現金・預金	1,174,043
未収金	0
計	1,174,043
前受金・預り金・未払金	10,000
次期繰越収支差額	1,164,043

財産目録

(2019年3月31日現在)

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 北海道支部
(単位: 円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流動資産	
現 金 手元有高	0
郵便振替口座	0
普 通 預 金 北洋銀行 白石中央支店	1,174,043
流 動 資 産 合 計	1,174,043
固定資産	
記念事業引当預金 (郵便振替口座)	0
その他固定資産	
固 定 資 産 合 計	0
資 産 合 計	1,174,043
(負 債 の 部)	
流動負債	
未 払 金	
前 受 金	
預 り 金	
会 費 収 入	
流 動 負 債 合 計	0
固定負債	
記念事業引当金	
固 定 負 債 合 計	0
負 債 合 計	0
正 味 財 産	1,174,043

預金残高証明書

平成 31 年 4 月 1 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタン
ト会
北海道支部長 清田 典宏

様

平成 31 年 3 月 31 日現在の貴名義預金残高は下記に相違ないことを証明いたします。

株式会社 北洋銀行

白石中央 支店



(押切印)

この証明書の金額は訂正いたしません。

種 目	口座番号	金 額	備 考
普通預金	1-3932358	¥1,174,043	
		以 下 余 白	

()内は取立未確定資金です。

監査報告書

平成31年 4月 5日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

北海道支部長 清田 典宏 様

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

北海道支部

監事 松原 良次



監事 相澤 和幸



本日、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度における会計について監査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討しました。

2. 監査意見

- (1) 普通預金通帳並びに現金出納帳は記載金額と一致し、本支部の収支状況を正しく示しているものと認めました。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認めました。

2019年度 収 支 予 算 (案)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 北海道支部

2019年4月1日 ~ 2020年3月31日

I 収入の部

(単位: 円)

項 目	前年決算額	予算額	増減	備 考
1 支部事業運営費収入	608,000	613,000	5,000	
正会員	(435,000)	(410,000)	△ 25,000	会員数86名(4月1日現在) 安全・共有 正 50名、特別 1名 衛生 正 33名、特別 2名 (前期過払2、未納1)
準会員	(18,000)	(18,000)	0	
未納金	(11,000)	(5,000)	△ 6,000	
懇親会(総会)	(144,000)	(180,000)	36,000	
懇親会(研修会等)		0	0	
2 補助金等収入	450,825	450,000	△ 825	
支部交付金	(280,825)	(280,000)	△ 825	
支部運動費	(50,000)	(50,000)	0	
生涯研修制度講師助成金	(20,000)	(20,000)	0	
北海道医師会より助成金	(100,000)	(100,000)	0	
3 雑収入	20,000	0	△ 20,000	
受取利息	(5)	0	△ 5	
その他	(20000)	0	△ 20,000	
4 東北・北海道ブロック	1,505,000	10,000	△ 1,495,000	
会議参加費	(550,000)	0	△ 550,000	
ブロック会議助成金	(50,000)	(10,000)	△ 40,000	
ブロック会議準備金	(800,000)		△ 800,000	
懇親会(二次会)	(105,000)		△ 105,000	記念事業引当金80万円
当期収入合計 (A)	2,583,825	1,073,000	△ 1,510,825	
前期繰越収支差額	1,174,043	1,174,043	0	
収入合計 (B)	3,757,868	2,247,043	△ 1,510,825	

II 支出の部

項 目	前年決算額	予算額	増減	備 考
1 事業費	227,553	320,000	92,447	
広報費	(30,000)	(50,000)	20,000	HPの再構築費、管理費
生涯研修制度講師料	(30,000)	(60,000)	30,000	3回分の講師料(3/20分含)
懇親会費(総会等)	(167,553)	(180,000)	12,447	
研修費	0	(30,000)	30,000	年3回開催予定
2 東北・北海道ブロック	1,126,415	220,000	△ 906,415	
開催費(積立金)	0	(100,000)	100,000	2025年度 北海道支部開催予定
開催費	(1,021,415)	0	△ 1,021,415	
二次会費	(105,000)	0		
支部長会議	0	(120,000)	120,000	
参加補助金	0	0	0	廃止
3 管理費	478,601	305,000	△ 173,601	
事務費	(318,716)	(140,000)	△ 178,716	
人件費・事務委託費	(69,000)	(70,000)	1,000	事務局費6万円
通信運搬費・消耗品費	(7,240)	(40,000)	32,760	
雑費	(242,476)	(30,000)	△ 212,476	
会議費	(159,885)	(165,000)	5,115	
総会費(会場費等)	(86,551)	(90,000)	3,449	会場、資料作成費等
役員会費	(40,334)	(40,000)	△ 334	会場費、交通費
防災団体連絡会議費	(33,000)	(35,000)	2,000	産業安全衛生大会の協力費負担等
4 予備費	0	100,000	100,000	
当期支出合計 (C)	1,832,569	945,000	△ 887,569	
当期収支差額 (A) - (C)	751,256	128,000	△ 623,256	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	1,925,299	1,302,043	△ 623,256	

注: 「増減」欄の△は前期予算額に対して今期予算額の減額を示す。

第3号議案

平成30年度（第24回）

東北・北海道ブロック労働安全衛生コンサルタント会議を開催して（報告）

と き 平成30年10月13日（土）

ところ ホテルノースシティ 2階 金柔

1. 東北・北海道ブロック開催準備委員会（5回）、実行委員会（3回）平成29年3月7日～

① メンバー：深谷、三浦、木下、犬飼、藤山、池田、中山、三原（8名）

実行委員追加委員：吉田、谷口（10名）

② 開催意義・目標

- ・北海道は離島のため本部や東北支部と日常的な交流ができない
- ・本部や東北支部から受託事業等の実施状況や情報交換として重要な場である
- ・開催1年前の平成29年の宮城ブロック会議で平成30年の北海道ブロック会議の日時・場所を発表する

③ 開催予定日

過去に9月に開催し台風の影響で欠席者が多数出た経験を踏まえ、開催日を平成30年10月の土曜日として全国・北海道の行事の開催予定を調査し10月13日（土）とした

④ 会場

当初、前回開催した札幌グランドホテルとしてホテル側に打診したところ1年前にならないと予約ができないことが判明、1年以上前から予約可能で利便性の良いホテルノースシティに決定

⑤ その他（29.10.21の宮城ブロック会議の反省点を踏まえ）

- ・会議場と懇親会場は同じ建物で同フロアとする
- ・各支部からの活動報告を提出してもらい当日の資料としているが、書式も内容もバラバラだったため、今後のコンサルタント活動に有効な項目を決めフォーマットを作り各支部に発信、当日の発表に当たっても予定時間を決めた（ほとんどが総会資料）
- ・コンサルタント活動に関係のない特別講演はせず、テーマを決めシンポジウムとし行政と他支部（2名）に基調講演と事例発表をお願いする
- ・支部長・事務責任者会議では昼食前に1時間として今後の各支部の活動に役立つことについて議論する

2. 参加者

（各支部） 青森、岩手、秋田、山形、福島 各5名、宮城7名 計32名

北海道 24名 計 56名

（来賓等） 本 部 石田会長、高橋専務

労働局 加藤基準部長、板倉安全課長、本持健康課長

支援センター 森所長、八反田副所長

参加者 合計 63名

3. 会議次第

11:00～13:00 支部長・事務責任者会議（あしりべつ） 昼食

13:00～17:40 ブロック全体会議（金柔）

開 会

主催者挨拶 清田支部長、石田会長

来賓挨拶 加藤労働基準部長

本部連絡事項 高橋専務（15分）

各支部報告 支部の独自の活動報告等（5分）

シンポジウム

テーマ 「転倒災害の防止」 座長：北海道支部 池田幹事

(ア) 行政基調講演 北海道労働局 安全課長 岩倉氏

「転倒災害防止の現状と今後」（20分）

(イ) 基調の説明 (座長 20分) 池田幹事

(ウ) 発表・提案等 (代表2支部 20分×2) (秋田 森氏、福島 中村氏)

(エ) シンポジウム：シンポリスト（行政、各支部）（100分）

(オ) まとめ

① 支部長・事務責任者会議

テーマ1 「各支部における課題」

- ・会員不足（新規加入少なく、高齢化） → 人手不足
- ・事務局体制の維持（同じ人が永年事務局、人件費）
→ 支部の合併を現実的に検討する必要あり

テーマ2 「本部・他支部への意見・要望等」

- ・支部事務局体制のため本部へ支部運営費の増額要望
- ・本部・支部会計統合に伴う会計・納税の処理のツールを提供してほしい
- ・コンサルタント業務を周知するため、もっと具体的な業務内容をリーフレットに載せてほしい
- ・社会保険労務士同様に労働基準監督署に名簿の一覧を掲示してほしい

② シンポジウムの状況

テーマ 「転倒災害の防止対策」

- ・近年の死傷病災害のワースト1（23.5%）
- ・労働人口の高齢化および第三次産業へのシフト
- ・冬季における積雪・寒冷の影響が特に大きい→北海道・東北ブロックに相応しい

座長：北海道支部 池田幹事

(ア) 行政基調講演 北海道労働局 安全課長

「転倒災害防止の現状と今後」 安全課長 岩倉氏

(イ) 基調の説明 (座長 20分)

(ウ) 支部発表・提案等 (秋田 森氏、福島 中村氏)

(エ) シンポジウム：シンポリスト（行政、各支部）

(オ) まとめ

③ 意見交換会

(ア) 清田支部長の挨拶

(イ) 北海道産業保健総合支援センター所長 森様祝辞

(ウ) 北海道労働局 健康課長 本持様 乾杯

(エ) 次回開催 福島支部 渡辺支部長 歓迎の挨拶

(オ) アトラクション (プロによる本格的な四重奏団) シューベルト、モーツァルト等の
楽曲を約40分間に渡り演奏

④ 収支	摘要	内容	(第24回)		(第17回)	
			入金	出金	入金	出金
	主催積立金	ブロック会議準備金	800,000		800,000	
	参加費		560,000		590,000	
	参加費	ホテル (飲食費)		504,231		557,937
	会議費	ホテル (会場費、名札、看板等)		138,800		202,260
			1,360,000	643,031	1,390,000	760,197
		謝金 (シンポジスト)				120,000
		特別講演 (タナー・チャット、書籍代)				105,000
	アトラクション	弦楽四重奏		100,000		
	会議費	お茶代		1,130		2,051
	会議費	食事代 (打ち合わせ後の夕食差額)		6,349		10,717
	会議費	吊り下げ名札ケース		2,316		6,034
	会議費	お茶代 (ブロック実行委員会)		534		
	会議費	二次会用ポイントシール		108		
	会議費	ペットボトル72本		7,150		
	会議費	アルバイト代 (磯崎、池田)		15,000		
	資料印刷	印刷代 (会議資料) 本部負担金	50,000	46,656	50,000	60,438
	通信費	ブロック案内 (切手、はがき代)		16,560		19,773
	交通費	※実行委員会 (交通費、雑費)		70,580		
			1,410,000	909,414	1,440,000	1,084,210
			残金	500,586	残金	355,791

ホテル料金の差額	-117,166
全体差額	-174,796
前回は無かった交通費を減ずると	-245,376

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
北海道支部 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この支部は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（以下、「本会」という。）「北海道支部」と称する。

(地域)

第2条 この支部の地域は北海道とする。

(事務所)

第3条 この支部の事務所は北海道に置く。

(事業)

第4条 この支部は本会の定款第3条に規定する目的を達成するため次の各号の事業を行う。

ただし、支部が契約当事者となるものおよび支部による業務の斡旋、調整等を要するものを除き、支部会員の個人またはその任意のグループが行う事業または業務は、次の各号の事業に含まれない。

- (1) 本会の事業または本会が国等から委託を受けた事業および支部がその再委託を受けた事業
- (2) 北海道労働局・署等と連携、協力する事業および地方公共団体ならびにその関係団体等と連携、協力および協調する事業
- (3) 事業場の安全衛生にかかる診断およびこれに基づく指導、助言ならびに事業場等における講演、教育等の事業
- (4) 労働安全衛生コンサルタントの品位の保持および業務に必要な知識、技能の教育、訓練、指導および研究ならびに講習会の開催等の事業
- (5) その他本会の定款第3条の目的達成のために必要な事業

第2章 会員等

(支部の会員)

第5条 この支部の会員は次の2種類とする。

- (1) 支部正会員：本会の定款第5条第1号に規定する正会員であって、支部の地域内に主たる事務所、勤務先または住所を有する者
- (2) 支部準会員：本会の定款第5条第2号に規定する準会員であって、支部の地域内に勤務先または住所を有する者

(支部の会員以外の入会者)

第5条の2 本会の賛助会員であつて、この支部の事業に賛同して、支部への協力のため入会を希望する団体、事業場、学識経験者等のうち、役員会が入会を承認する決議をした者は「支部協力者」として支部会員に準ずるものとする（以下、前条の会員と本条の協力者を総称して「会員等」という。）。

(支部への入会)

第6条 本会の会員で第5条第1号および第2号に該当する者は、本会に入会するとともに支部会員となり、本会の退会とともに支部会員の資格を喪失する。

2 支部協力者になることを希望する者は、本会の賛助会員となつたうえ、支部役員会で入会を承認する決議がなされた後、入会手続きを行なわなければならない。

(支部会員等の資格の喪失)

第7条 支部正会員、支部準会員または支部協力者が、次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 本会および支部を退会したとき（一方のみの入会、退会は認められない）
- (2) 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき、または団体が解散したとき
- (3) 所定の期限を2年以上経過して、本会の会費を滞納し、または支部会員等に課された支部事業運営費もしくは支部特別事業運営費等を滞納したとき
- (4) 支部協力者の場合を除き、支部総会において第7条の3第1項第4号の措置を行うことと議決され、当該議決を本会に報告して要請することにより、本会が定款第9条に基づいて除名したとき

(支部規範委員会)

第7条の2 次条に相当する事案が発生した場合で、支部役員会が支部規範委員会の招集を必要と決議した場合、支部長は支部規範委員会を招集して審議、報告させ、当該報告に基づく措置を支部役員会に諮り決議する。

2 支部長は、招集する支部規範委員会の委員として、支部長または副支部長を含め支部役員から4名、支部役員以外の支部正会員から5名の、計9名を指名する。

(規範措置)

第7条の3 支部会員または支部協力者が本会の定款、規程、倫理綱領、行動規範および北海道支部の規約または各規程等に照らし問題となる行為をしたときまたは本条第2項もしくは第3項の措置事由に該当したときは、前条第1項の決議に基づき次の各号の一の区分による措置を行う。

なお、第7条第3号の場合において本会が会員資格の喪失を認めないときお

よび同条第 4 号の場合において本会が除名しないときは、代替措置として次の第 3 号を適用し、支部会員等の資格に基づく全ての活動に参加する権利が無期限に停止される。

- (1) 嚴重注意：非違行為の再発防止を支部長および支部役員会に誓約させ、支部長から嚴重に注意する
- (2) 戒告：非違行為の責任につき始末書を徴して確認し、記録にとどめて将来を戒める
- (3) 支部会員等の資格に基づく活動の停止：支部会員または支部協力者としての資格に基づく、支部における会議その他の行事等への参加を含む活動のうち支部総会への出席を除き、一部または全部を一定期間または無期限に停止し、この間は受託事業等の斡旋または紹介等を一切行わない
- (4) 除名相当：第 7 条第 4 号に基づき、本会の会員および支部会員または支部協力者としての資格を喪失し、支部に再入会できない

2 次の措置事由の各号の一に該当したときは支部規範委員会の審議の対象となり、支部規範委員会の報告に基づく支部役員会の決議により、情状に応じて前項第 1 号から第 3 号のいずれかの措置を行う。

なお、前項第 3 号の措置を行う場合は総会の議決を必要とする。

- (1) 故意または過失により本会、支部または顧客に損害を与えたとき
- (2) 故意または過失により本会、支部またはこれらの会員の名誉もしくは信用を傷つける行為をしたとき
- (3) 正当な理由なく本会、支部または顧客の業務上の重要な秘密を外部に提供しまたは漏洩し、本会、支部、顧客または関係先に損害を与えもしくは業務の正常な運営を阻害したとき
- (4) 労働安全衛生コンサルタント、顧客およびその他の関係者をあざむきまたはあざむくおそれのある行為をしたとき
- (5) 重要な経歴を詐称して入会したとき
- (6) 刑法、労働安全衛生法その他の刑罰法規の各規定に違反する行為をし、またはそそのかし、その事実が明らかになったとき
- (7) 複数回にわたり規範措置を受けたにもかかわらず、なお改善の見込みがないとき
- (8) 職務上の地位を利用して私利を図りまたは取引先等より不当な金品を收受しもしくは求めまたは供応を受けたとき
- (9) 支部事業運営費、支部特別事業運営費または支部の各部会の定める部会費等、該当する会員等に課されたものを、正当な理由なく、所定の額を期限内に納めなかったとき（期限を 2 年以上経過したことに伴い、第 7 条第 3

号の適用により支部会員等資格の喪失または停止となる場合を除く)

(10) その他前各号に準ずる不適切な行為をしたとき

3 次の措置事由の各号の一に該当したときは支部規範委員会の審議の対象となり、第1項第1号から第4号のいずれかの措置を行う。

なお、第1項第3号または第4号の措置を行う場合は総会の議決を必要とし、第1項第4号の措置の場合は、第7条第4号による除名の手続きもしくは本条第1項なお書きのとおりとする。

(1) 本会の定款、規程、倫理綱領、行動規範および支部の規約または各規程等に違反したとき

(2) 前項各号のいずれかに該当し、その程度が重大と判断されたとき

(3) 本人が反社会的勢力またはその一員であったときおよび反社会的勢力と交流があることが判明したとき

(任意の退会)

第8条 支部正会員、支部準会員および支部協力者が退会しようとするときは、支部長が定める退会届を提出し、かつ、支部協力者の場合を除き、本会の退会手続きをしなければならない。

(会員名簿)

第9条 この支部には会員名簿を備え、会員の氏名、会員番号、登録番号、事務所または勤務先の名称および所在地または住所ほか必要な事項を記載するものとし、支部協力者もこれに準ずる。

第3章 役員

(役員)

第10条 この支部に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 3名以内 |
| (3) 支部幹事 | 10名以内 |
| (4) 支部監事 | 2名 |

(役員を選出)

第11条 役員を選出方法は次のとおりとする。

(1) 支部長および副支部長は支部幹事（または旧支部理事）経験者の正会員の中より選出することとし、支部幹事および支部監事の選挙後かつ支部総会前に行われる新任の役員会における決議をもって選任し、総会に報告して決定する。

ただし、支部長については支部総会の決定をもって本会に推薦し、本会の

会長が委嘱する。

- (2) 支部幹事および支部監事は、支部正会員のうちから選挙を行い、選挙の結果に基づき支部総会において選任する。ただし、支部監事は他の役員を兼ねることができない。
- (3) 役員選挙の細則は「支部幹事・支部監事選挙細則要綱」に定める。

(役員の職務)

- 第 12 条 支部長は支部を代表し、支部の業務を統括するとともに、本会の会長から委任を受けた事項について対外的な契約を行うことができる。
- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときまたは支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 支部幹事は支部役員会の構成員となり、支部の業務を執行する。
 - 4 支部監事は支部役員会の構成員となり、支部の事業の執行状況、事業報告および収支決算について監査を行う。

(役員の任期)

- 第 13 条 役員の任期は選出が決定された支部総会の日が属する事業年度と翌年度の 2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 役員は任期が満了した場合においても、後任者が選出され就任するまではその職務を行うものとする。

(役員の定年)

- 第 14 条 支部幹事および支部監事の定年は満 75 歳とし、定年に達した日の属する任期の満了をもって退任する。ただし、支部長および副支部長には定年を設けない。

(支部顧問)

- 第 15 条 この支部には支部長が必要と認めたとき、支部の内外からを問わず、総会の議決を経て、支部顧問を置くことができる。
- 2 支部顧問は支部長の要請等により意見等を述べることができる。
 - 3 支部顧問はオブザーバーとして支部役員会その他の会議に出席することができるが、役員会における役員等、当該会議の正規の構成員の身分を有しない場合は、議決権を有しない。

第 4 章 会議および組織

(総会)

- 第 16 条 この支部の通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 90 日以内に次の各号に

基づいて支部長が招集するほか、次項に定める請求があった場合には支部長が 30 日以内に臨時総会を招集する。

- (1) 支部総会は支部の運営に関する重要な事項を審議する
 - (2) 支部準会員および支部協力者は支部総会における議決権を有しない
 - (3) 支部総会は支部正会員の過半数の出席がなければ成立しない
 - (4) 支部総会の議長は支部長がその任に当たり、議決は出席した支部正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる
 - (5) やむを得ない理由のため支部総会に出席できない支部正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決しまたは他の支部正会員を代理人と定めて表決を委任することができる。なお、書面をもって表決しまたは表決を委任した場合、その支部正会員は出席したものとみなす
- 2 支部臨時総会は、次の各号の一に該当したとき支部長が招集する。
- (1) 支部役員会の決議で開催が必要と認められ、支部長に招集の請求をしたとき
 - (2) 支部正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により支部長に招集の請求があったとき
 - (3) 支部監事から、財産および業務執行についての不正その他の事実について、緊急に報告をするため、支部長に招集の請求があったとき

(支部役員会)

第 17 条 支部役員会は、支部長、副支部長、支部幹事および支部監事をもって構成し、支部長が必要と認めた場合に次の各号に基づいて開催し、支部総会の議案その他支部業務の執行を決議する。

なお、第 24 条の事務局長は、支部役員であるか否かにかかわらず支部役員会に出席する。

- (1) 支部役員会は役員員の過半数の出席がなければ成立しない
 - (2) 支部役員会の議長は支部長がその任に当たり、決議は出席した支部役員員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる
- 2 機動的な検討および意思決定に資するため、支部役員会はその構成員の一部による「常任幹事会」を設置することができる。
- 3 常任幹事会は、支部長、副支部長および役員会の決議による 5 名の支部幹事をもって構成する。
- 4 常任幹事会における意思決定のうち、本規約にて支部役員会の決議を要することとされているものは、事後速やかに支部役員会において決議されなければならない。

(部会等)

- 第 18 条 支部長は、第 4 条に規定する事業を行うため、支部総会の議決を経て、支部に部会、委員会その他の機関を設けることができる（以下、本項により設置された機関を「部会等」という。）。
- 2 部会費等の徴収を必要とする部会等への支部会員等の参加は、任意とする。
 - 3 部会費等、部会等に参加した支部会員等に課す金額および徴収方法の決定については、支部役員会の決議を要する。
 - 4 本会および支部は、支部の会員等が、本条に基づいて設置された部会等以外の任意のグループを構成し、当該グループで共同し、あるいは分担して、労働安全衛生コンサルタントとしての業務を行うことを妨げるものではない。

第 5 章 会計

(支部事業運営費)

- 第 19 条 支部の活動に参加する支部正会員、支部準会員および支部協力者は、支部事業の運営、事務局の維持等、支部の活動に必要な経費に充てるため、支部事業運営費を納入しなければならない。
- 2 支部事業運営費の額ならびに徴収方法については、支部役員会の決議により定め、額については総会の議決を要する。

(収入、資産および経費)

- 第 20 条 この支部の資産は、次の各号に掲げる収入により構成され支部長がこれを管理する。
- (1) 本会からの交付金
 - (2) 本会からの助成金
 - (3) 第 4 条の事業による収入
 - (4) 前条の支部事業運営費および本条第 4 項の支部特別事業運営費
 - (5) 第 18 条の部会等における部会費等の徴収を定めた場合はその収入
 - (6) その他の収入
- 2 支部の経費は、前項各号の収入による資産をもって支弁する。
 - 3 本条第 1 項第 5 号の部会費等は、原則としてその部会の運営および活動の経費に充てる。
 - 4 第 4 条の事業の実施により会員が収入を得た場合、別に定めるところにより、当該収入の一部を支部特別事業運営費として徴収し、第 19 条の支部事業運営費とともに本条第 1 項第 4 号の収入とする。
 - 5 支部の会計は、本会の会計の一部として決算される。
 - 6 支部の資産は、本会にて管理される。

(事業計画および収支予算)

第 21 条 支部長は、毎事業年度当初に、支部役員会の決議を経て事業計画案および収支予算案を作成し、支部総会に報告しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 22 条 支部長は、毎事業年度終了後に支部監事の監査を受けた事業報告書および収支決算書を作成し、支部役員会の決議を経て、4 月 21 日までに本会に報告するとともに、支部総会に報告し、承認を得なければならない。

2 支部長は、前項の収支決算書およびその他の議題に関する支部通常総会の議決を、支部通常総会終了後 30 日以内に本会会長に報告する。

(事業年度)

第 23 条 この支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 事務局体制

(事務局)

第 24 条 この支部に事務局を置く。

2 事務局には、事務責任者として事務局長および必要により事務員を置く。

3 事務局は会員であるか否かを問わず、事務局長は支部役員会の決議に基づき支部長が任免し、他の事務員は支部長が任免する。

4 事務局長には、その職務に対する謝金を支払うことができる。謝金の額は支部役員会で決議し、支部長が定める。

5 支部長が事務局長を任命した場合および変更した場合は『支部事務局変更届』により本会に報告する。

第 7 章 諸規定

(諸規定の制定等)

第 25 条 前条までの定めのほか、この支部規約の施行ならびに支部の運営にかかる詳細について必要な事項は、支部役員会の決議を経て支部長が定める。

2 支部の設置および運営にあたり、この規約に定めのないことは本会の支部設置規程による。

なお、支部設置規程にも的確な定めがない場合は第 1 項によるが、緊急を要する場合は常任幹事会の決定に基づき暫定的に支部長が決定する。

(諸規定)

第 25 条の 2 前条第 1 項に基づき、支部において次の各号の規程を設けることができる。

(1) 支部旅費規程

(2) 支部慶弔規程

- (3) 支部の事務局ほか会務運営のための規程
- (4) 事業部会設置規程
- (5) その他必要な規程

(支部規約の変更)

第 26 条 この支部規約は、総会において議決権を有する会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則

1. この支部規約は、平成 3 年 9 月 1 日より施行する。
2. 第 19 条中の 4 月 1 日は、支部設立の年度にあつては、支部設立の日と読み替えるものとする。
3. この支部規約は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)
4. この支部規約(名称変更(変更部分は幹事を理事に)と、顧問を置く規定を加える条文送り)は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
5. この支部規約(理事の定年)は、平成 22 年 6 月 18 日より施行する。
6. この支部規約(理事会を役員会に改める。)は、平成 26 年 6 月 28 日より施行する。
7. この支部規約(副支部長、理事の定員の変更)は、平成 28 年 6 月 30 日より施行する。
8. この支部規約改正(事務所の所在地、規範および措置関係、役員関係、総会関係、「事業運営費」関係個所ほか文言の整理または補充および項・号ならびに段落の整理等)は、平成 29 年 6 月 30 日より施行する。なお、第 7 条第 3 号、第 7 条の 3 第 2 項第 4 号、第 7 号および第 9 号については、施行日の前に開始された行為であっても、施行日以後にその行為が継続しまたは行為の効果が持続しもしくはその行為の結果が回復されないときは、行為が開始された日にかかわらず、第 7 条の 2 および第 7 条の 3 を適用する。
9. この支部規約改正は、平成 30 年 6 月 29 日より施行する(本会の支部設置規程の改正および法人会計の整理に伴う改正ほか)。
10. 「支部特別会員」の廃止に伴い、平成 30 年 6 月 29 日に現に支部特別会員であつた者については、本会に入会するなど正会員の要件を具備するよう引き続き働きかけるものとし、支部役員会が決議するまでの当分の間、経過措置として第 7 条の適用を猶予する。
(注：本規約第 5 条の 2 に定める「支部協力者」は、廃止された「支部特別会員」の身分または概念を継承するものではない)

No.	区分	氏名	〒	住所 1	電話	FAX	役職
1	共有	池田 和博	063-0022	札幌市西区平和2条6丁目8-6	011-667-1831	011-667-1831	幹事
2	共有	佐藤 司	083-0092	中川郡池田町字東2-7-33	01557-2-0077	01557-2-0077	
3	安全	秋場 健治	069-1317	夕張郡長沼町東9線北2番地	0123-88-1728	0123-88-1728	
4	安全	栗津 敏男	061-1147	北広島市里見町7丁目5-5	011-372-4152	011-372-4152	
5	安全	飯岡 眞司	002-8072	札幌市北区あいの里2条4丁目5-5	011-778-7883		
6	安全	伊藤 徹也	078-8263	旭川市豊岡6条5丁目1-20	0166-32-3382	0166-32-3382	
7	安全	犬飼 修三	004-0022	札幌市厚別区厚別南3丁目5-19	011-892-9679	011-892-9679	幹事
8	安全	上田 清則	050-0082	室蘭市寿町3丁目4-2	0143-44-1447	0143-44-8072	
9	安全	太田 勝基	053-0833	苫小牧市日新町6丁目9-21	0144-74-8356		
10	安全	大原 憲男	063-0035	札幌市西区西野5条7丁目4-10	011-666-6087	011-666-6087	
11	安全	小熊 裕和	050-0087	室蘭市東町2丁目21-20	080-5838-4518		新入会
12	安全	梶原 博輔	004-0011	札幌市厚別区もみじ台東7丁目8-14	011-897-1167	011-897-1219	
13	安全	加納 雅幸	080-0017	帯広市西7条南3丁目9-2	0155-28-7280	0155-28-7288	
14	安全	川江 勲	090-0037	北見市山下町2丁目4-10	0157-61-4818	0157-61-4044	
15	安全	川村 政良	005-0022	札幌市南区真駒内柏丘4-2-12	011-582-9775	011-582-9775	顧問
16	安全	岸 明仁	050-0054	室蘭市白鳥台2丁目15-6	080-6095-2503	0143-44-8072	
17	安全	小玉 博之	063-0845	札幌市西区八軒5条西2丁目1-10	011-643-5142	011-643-5142	
18	安全	紺野 憲文	041-1201	北斗市本町5丁目36-17	080-1878-4517		新入会
19	安全	今野 乃光	002-8074	札幌市北区あいの里4条1丁目1-1	011-772-8633	011-772-8633	
20	安全	榊原 陸史	065-0027	札幌市東区北27条東19丁目5-7	011-782-8098		幹事
21	安全	坂本年 朗	070-0841	旭川市大町1条8丁目20-203	0166-54-3019	0166-54-3019	
22	安全	佐藤 尚武	004-0882	札幌市清田区平岡公園東2-9-2	011-884-9241	884-9241	
23	安全	庄内 睦	078-8360	旭川市東光20条6丁目3-18	0166-31-8595		
24	安全	鈴木 忍	053-0052	苫小牧市新開町4丁目3-14	0144-55-8721	0144-55-8719	
25	安全	関 輝義	004-0032	札幌市厚別区上野幌2条2丁目13-26	011-896-8265	011-896-8265	
26	安全	曾根 敬夫	004-0840	札幌市清田区清田10条4丁目12番1号	090-7649-9631	011-827-5323	
27	安全	高澤 順一	004-0041	札幌市厚別区大谷地東3丁目2-1-1010	011-891-2335		
28	安全	高橋 勝人	086-0205	野付郡別海町別海常盤町5	01537-5-2011		
29	安全	高橋 勝	059-0462	登別市富浦町223-1	0143-80-2233	0143-80-2232	
30	安全	竹内 宏毅	005-0006	札幌市南区澄川6条5丁目4-17	011-241-8924		
31	安全	谷口 路夫	004-0002	札幌市厚別区厚別東2条5丁目23-38	011-897-5073		
32	安全	豊川 克則	070-0847	旭川市春光6条5丁目15-13	0166-54-0847	0166-54-0847	
33	安全	名郷 根純	064-0951	札幌市中央区宮の森1条12丁目3番58号	011-223-2101	011-223-2102	
34	安全	奈良 義明	069-0847	江別市大麻ひかり町34-19	011-388-3553	011-388-3553	
35	安全	西澤 徹	066-0045	千歳市真々地2-2-8	080-5002-9131		
36	安全	橋本 秀利	079-0273	美唄市中村町北	0125-65-2382		
37	安全	畠山 敏文	005-0015	札幌市南区真駒内泉町3丁目1-5	011-581-5359	011-581-5359	
38	安全	深谷 勝重	003-0027	札幌市白石区本通16丁目北3-19	011-862-5844		副支部長
39	安全	藤山 晃	004-0002	札幌市厚別区厚別東2条5丁目23-36	011-897-4734	011-897-4734	幹事
40	安全	松野 闔正	063-0833	札幌市西区笈寒13条4丁目15-12	011-662-6484	011-662-6484	顧問
41	安全	松橋 恵一	051-0015	室蘭市本町2丁目4番14号	0143-24-8006	0143-24-8006	
42	安全	三浦 展義	063-0811	札幌市西区琴似1-2-7-3-807	011-618-0278		副支部長
43	安全	三浦 正己	061-1411	恵庭市恵南38-11	0123-34-8001		
44	安全	宮崎 政夫	002-8007	札幌市北区大平7条6丁目1-28	011-772-3399		
45	安全	宮下 義明	004-0812	札幌市清田区美しが丘2条2丁目3-15	011-884-2130	011-884-2130	
46	安全	森 俊道	064-0801	札幌市中央区南1条西23丁目1-15-1106	011-616-5251	011-616-5251	副支部長
47	安全	柳 忠夫	007-0835	札幌市東区北35条東28丁目6-8	011-785-0729	011-785-0729	
48	安全	山本 久雄	071-8133	旭川市末広3条1丁目1-18	0166-52-9571	0166-51-4064	
49	安全	吉田 輝彦	006-0816	札幌市手稲区前田6条15丁目5-9	011-683-3166	011-683-3166	幹事
50	安全	若本 憲隆	064-0808	札幌市中央区南8条西16丁目1-20-205	011-562-2205	011-562-2205	
51	安全	和田 義弘	006-0852	札幌市手稲区星置2条6丁目11-3	011-694-7245		
52	安特	内海 政美	085-0806	釧路市武佐1丁目30番41号	0154-46-5640	0154-46-5640	

No.	区分1	氏 名	〒	住 所 1	電話	FAX	役職
1	衛生	相 澤 和 幸	003-0024	札幌市白石区本郷通3丁目南2-13	011-862-5635	011-862-5142	監事
2	衛生	足 永 武	050-0076	室蘭市知利別町4-6-2	0143-43-8385	0143-44-4650	
3	衛生	阿 部 一 郎	041-0841	函館市日吉町2-25-25	0138-56-7819	0138-56-7819	
4	衛生	網 野 真 一	005-8601	札幌市南区南の沢5条1丁目1	011-571-5111	011-571-7879	
5	衛生	石 塚 久 美	003-0005	札幌市白石区東札幌6条3丁目1-60-812	011-823-4363	011-823-0024	
6	衛生	荻 野 智	062-0931	札幌市豊平区平岸1条16丁目7-13	011-811-7135	011-811-7135	
7	衛生	江 口 照 子	064-0823	札幌市中央区北3条西26丁目3-23	011-631-5427	011-631-5427	
8	衛生	笠 井 世 津 子	064-0913	札幌市中央区南13条西1丁目3-20	011-511-3181		
9	衛生	川 村 英 喜	003-0024	札幌市白石区本郷通3丁目南2-13	011-824-0012		
10	衛生	加 地 浩	068-0004	岩見沢市4条東16丁目5	0126-22-1300	0126-22-1304	
11	衛生	岸 玲 子	060-0015	札幌市北区北12条西7丁目	011-706-5063	011-706-7805	
12	衛生	木 下 隆 二	089-0603	中川郡幕別町本町61-1	0155-54-2228	0155-54-2313	幹事
13	衛生	清 田 典 宏	003-0024	札幌市白石区本郷通3丁目南2-13	011-862-5030	011-862-6377	支部長
14	衛生	清 田 昌 英	042-0941	函館市深堀町31番地24	0138-54-2365	0138-54-2365	
15	衛生	日 下 貴 文	064-0919	札幌市中央区南19条西13丁目2-5	011-561-1856		
16	衛生	西 條 泰 明	078-8373	旭川市旭神3条4丁目5-5	0166-65-9075	0166-65-9075	
17	衛生	佐 藤 茂	003-0024	札幌市白石区本郷通3丁目南2-13	011-862-5030	011-862-6377	
18	衛生	佐 藤 修 二	060-0005	札幌市北区北5条西2丁目JR物産ビル7F	011-811-2246	011-820-2721	
19	衛生	佐 藤 広 和	060-0033	札幌市中央区北3条東1-1	011-241-4971	011-200-8288	
20	衛生	澤 田 孚	064-0914	札幌市中央区南14条西1丁目2-20-903	011-552-3251		
21	衛生	塩 野 恒 夫	080-0026	帯広市西16条南4丁目11-18	0155-34-4532	0155-34-4532	
22	衛生	杉 村 巖	070-8047	旭川市忠和7条4丁目4-23	0166-62-1895	0166-62-1895	
23	衛生	鈴 木 裕	053-0042	苫小牧市三光町5丁目15-5	0144-36-5657	0144-36-5657	
24	衛生	中 山 和 雄	003-0024	札幌市白石区本郷通3丁目南2-13	090-6219-7211		幹事
25	衛生	原 俊 之	003-0024	札幌市白石区本郷通3丁目南2-13	011-862-5030	011-862-6377	幹事
26	衛生	松 野 桂 喜	064-0953	札幌市中央区宮の森3条12丁目7-33	644-1320	644-1320	新入会
27	衛生	松 原 良 次	064-0915	札幌市中央区南15条西15丁目1番30号	011-613-8558	011-613-8558	監事
28	衛生	三 原 智	003-0024	札幌市白石区本郷通3丁目南2-13	011-862-5022	011-862-5142	幹事
29	衛生	宮 坂 啓 樹	065-0043	札幌市東区東苗穂町12丁目2-39	011-751-5154	011-711-6846	事務局長
30	衛生	山 下 哲 央	003-0024	札幌市白石区本郷通3丁目南2-13			
31	衛生	吉 田 礼	070-0033	旭川市3条通9丁目551-2 グラフィックビル1F	0166-29-1021	0166-25-5310	
32	衛生	渡 辺 和 樹	001-0035	札幌市北区北35条西2丁目1番5-804号	011-887-8138	011-887-8138	
33	衛特	安 達 一 幸	004-0876	札幌市清田区平岡6条2丁目2-10	011-886-3338		特別会員
34	衛特	平 賀 俊 尚	069-0825	江別市野幌東町26-26	011-382-5989		特別会員